

Title	群馬県佐波郡玉村町下茂木オトカ塚古墳の出土遺物および関係文書について
Sub Title	The finds from the Otokazuka tumulus in Gunma Prefecture and its related governmental documents
Author	穴沢, 啓光(Anazawa, Wako)
Publisher	三田史学会
Publication year	2005
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.1/2 (2005. 9) ,p.1- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

群馬県佐波郡玉村町下茂木オトカ塚古墳の出土遺物 および関係文書について

穴沢咲光

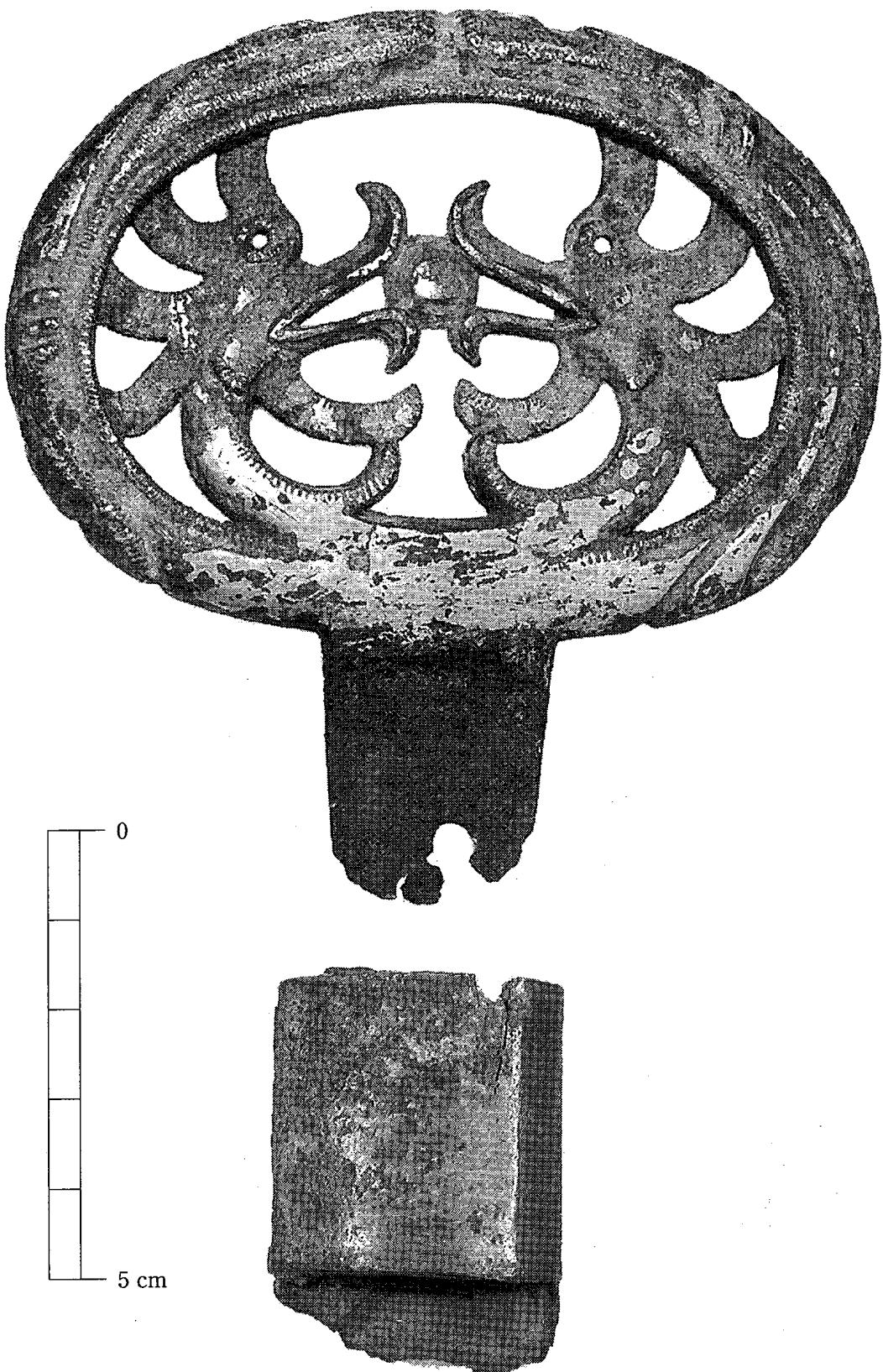
一 緒言

本論に採り上げるのは、現在塾考古民族研究室所蔵で、他の塾所蔵主要遺物や民族資料と共に三田校舎旧図書館地下に展示されている旧守屋孝蔵コレクション由来の一個の古墳時代後期の双龍環頭大刀の把頭（K225）およびに付随する遺物である（図版I）。この遺物は二つの点で興味ある品と思われる所以本誌に記載する次第である。

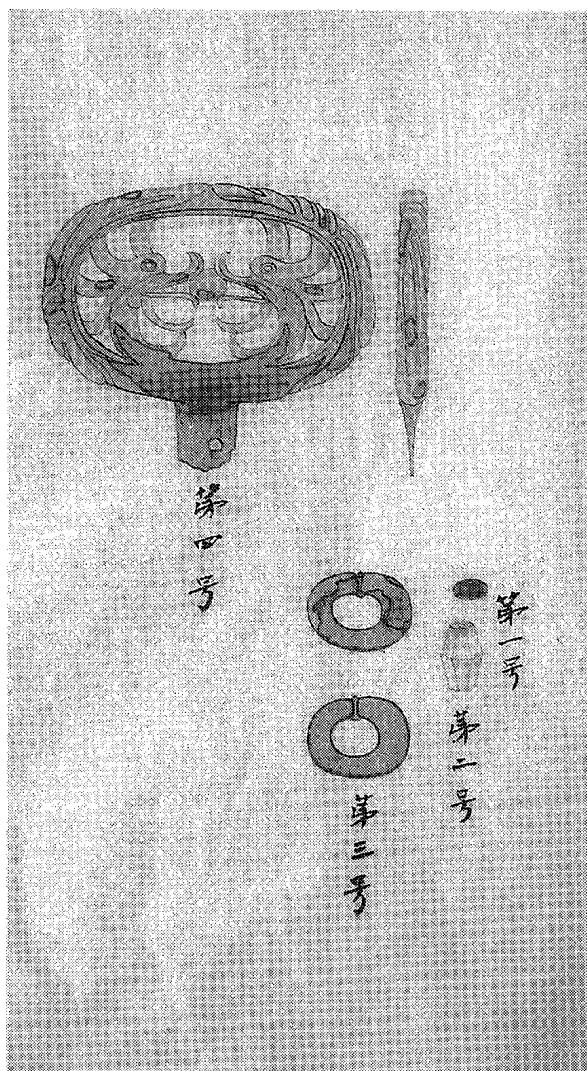
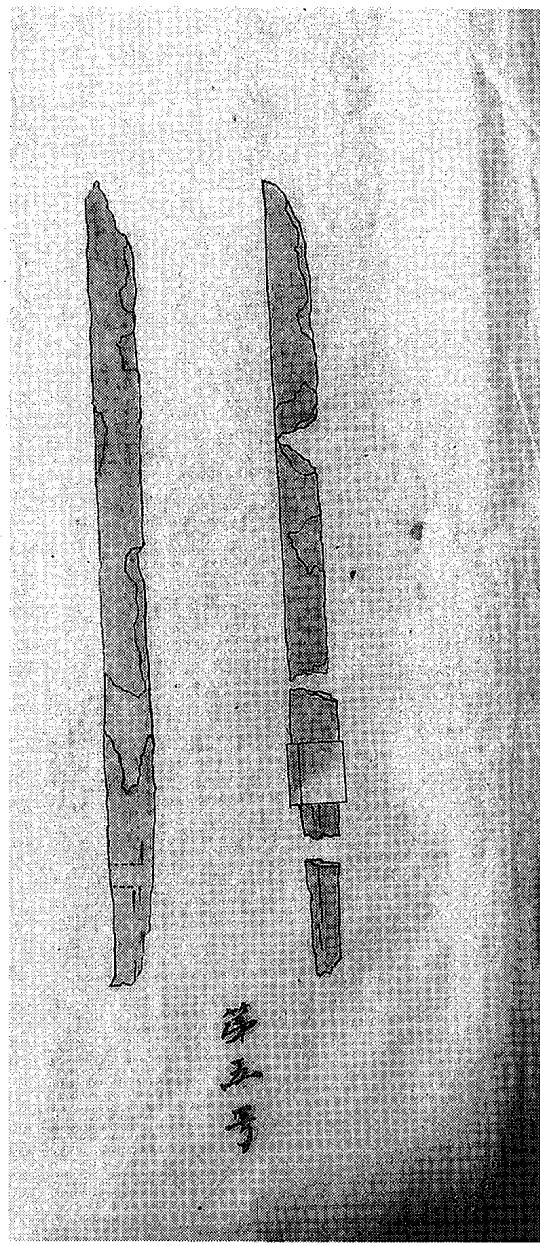
まず、第一にこの遺物は今を去る四八年前、塾に購入されたがこれまで出土地を確定する資料が不十分であつた。しかるに、最近公開された東京国立博物館の明治時代の文書ならびに同時代の群馬県庁文書の中に、明治一

七年これらの遺物が発掘された当時の彩色模写図（図版II）を含む計一三点もの公文書が存在することがわかり、発見直後その処理をめぐつて群馬県と政府の博物局との間に文書や遺物が往復したことが明らかになつた。明治初期の地方と中央の行政当局の埋蔵文化財に対する処理の具体的状況を地方と中央の文書資料で伺い知ることができ、しかもその対象となつた遺物の実物が残つてゐるという考古学史上非常に珍しい事例であることが判明したのである。

第二に、これらの公文書および伊勢崎市相川考古館などの資料によつて、これらK225などの遺物は群馬県佐波郡玉村町（旧芝根村）下茂木のいわゆる「茂木古墳群」中の一基で、現在では完全に地表から墳丘が消滅した前方後円墳オトカ塚（芝根村二号墳）の出土遺物であ



図版 I 群馬県佐波郡玉村町下茂木才トカ塚古墳出土
金銅製双龍環頭大刀把頭 (K225・把頭横径 9.6 cm) (上)、銀製鉢 (K125) (下)。塾文学部
考古民族学研究室所蔵。



図版Ⅱ 群馬県庁文書『古書古器物書類』中の那波郡下茂木村発見
古器物模写図（明治18年4月）原図着彩。
(群馬県立公文書館の許可により掲載)

ることが判明した。平成三十四年、この古墳の旧所在地の住宅地建設に際して玉村町教育委員会によつて発掘調査が行われ、オトカ塚古墳の規模と埴輪に関して興味ある知見が示されている。上毛の後期古墳の多くは江戸時代から戦後にかけての開発や盗掘によつて破壊され、資料の欠落がはなはだしい。このような出土資料の再発見は失われた情報の回復に大きな意義を有するものである。

これに付隨して同じ下茂木からの出土品と伝えられる古墳時代遺物が現在の東京大学研究総合博物館に所蔵されていることが判明したので、塾所蔵遺物との関連性の上からこれらに若干言及することにする。

二 遺物の塾購入とその出土地の比定

まず、このK225把頭が玉村町オトカ塚古墳の出土遺物であることが確認された過程を説明しなければならない。

昭和三一年一一月二一日、慶應義塾大学文学部考古学研究室（当時）は某古美術商の仲介で多数の古墳時代遺物を購入した。当時、これを担当された清水潤三教授は購入品の目録を大学ノートに詳細に記載している。

その中には複数の環頭大刀把頭を含む装飾大小刀の刀装具、素環頭刀子、鏡破片、筒型銅器、銅鏡、碧玉製鏡模造品、金銀環、各種玉類が含まれていた。その中の多くは戦前の京都の弁護士で古写経や古鏡、考古遺物の収集家として知られていた守屋孝蔵氏の旧コレクションの一部であつたといわれ、そのほとんどは出土地不明であった。

この旧守屋コレクションの遺物は購入当時紫檀製の引き出しに入つており、その中のひとつに単鳳環（登録番号 K224）と双龍環（K225）の二つの大刀環把頭が入つていて、「群馬県佐波郡芝根村大字下茂木二五番地山林 明治拾七年五月二十五日発掘 山田半六」と記した紙片が入つていて⁽¹⁾。しかし、この紙片のメモがこの二つの環把頭の両方の出土地を意味するのか、また別の遺物もどちらか一方の出土地を意味するのか、それとに関するメモがまちがつてこの引き出しに入つていたのか……ということは、このような遺物入手の条件下では、判断することがは困難であったと思われる。これら塾購入の把頭はその後、考古学研究室の『考古資料繪葉書』第二輯（慶大考古 年次不詳）や『考古資料聚英』1（慶大考古 一九六九）にその写真が収録された。この

編集や解説の執筆を担当されたと思われる清水教授はこれららの把頭の出土地の記載にはいささか困惑されたようで、前者の解説では双龍環把頭のみの出土地を「群馬県芝根村下茂木」、後者ではこれらをすべて「出土地不明」と記されている。

古墳時代装飾付大刀の研究をテーマとする筆者は、当

時の近森正・鈴木公雄両教授のご好意で昭和五五年ごろから数回にわたってこれら考古民族研究室所蔵の古墳時代装飾大刀類を実見する機会があり、実際に前記の紙片のメモも見た。K224とK225とは紙片と同じ箱に入っていた。

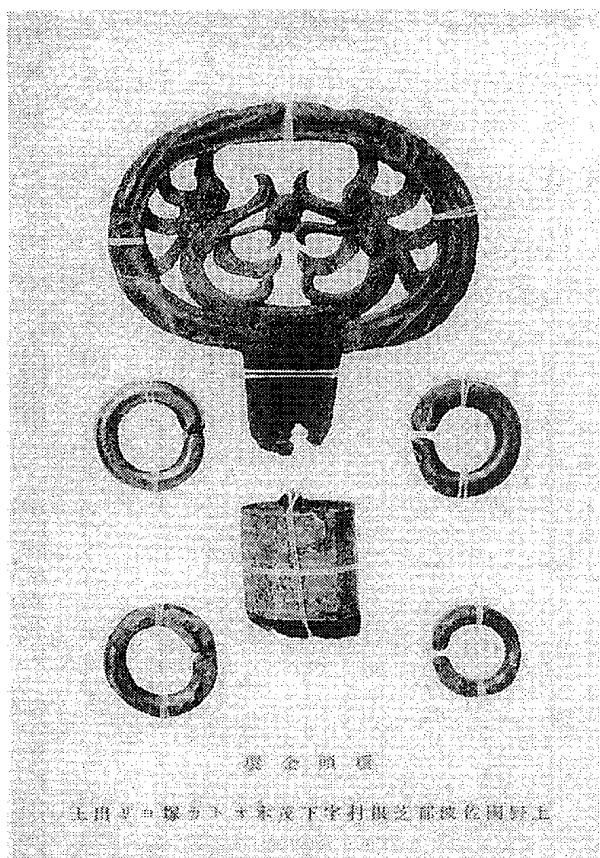
筆者はこのK225の実物を実見し、これが戦前の雄山閣『考古学講座』の後藤守一「原史時代・武器と武装」（昭和四年）の第八一図（右）に「群馬県新田郡強戸村成塚出土」「守屋孝蔵氏蔵」として写真が掲載されている双龍環把頭とまったく同一品であることに気付いた。成塚遺跡は現在の太田市強戸地区に属し、古墳時代前期から後期に至る大古墳群と集落跡を含む大遺跡である。戦後塾考古学研究室の発掘した二ツ山古墳のような前方後円墳も付近に存在する。当然K225のような装飾大刀の出土する可能性はきわめて濃いと考えられた。

したがつて、その当時の筆者はこの紙片は、同じ箱の単龍環把頭K225の方の出土地を意味するものと推測していた。ただし、昭和初頭の後藤守一の著作は遺物の出土地などに關して細かい点にミスが多いことが考古学研究者の間でよく知られており、「原史時代・武器と武装」の記述の信憑性には一抹の不安が残った。

しかるに、その数年後、筆者は群馬県太田市の出身である橋本博文氏から、現地玉村町のある農家に保存されている破損した一葉の絵葉書の複写を贈られた。これは、まぎれもないこのK225の把頭と刀装具断片、金環四点が写つており「上野国佐波郡芝根村字下茂木オトカ塚より出土」と記されていた。その後、伊勢崎市相川考古館の相川之英氏のご教示により、この絵葉書は相川考古館の創立者で戦前、群馬県下の古墳の研究家として知られ『上毛古墳綜覧』（昭和一二年）の編纂にも協力された相川龍雄氏が大正一四年一二月二八日に刊行された「伊勢崎町歴史絵葉書」第七輯の一葉であることが判明し、その無傷の原本の画像も入手できた（第1図）。龍雄氏の孫にあたる之英氏によれば、これらの写真の撮影には地元伊勢崎の写真店の手を借りた可能性が濃いといわれ、おそらく遺物が守屋氏の収集に移行する以前に

第1図 相川考古館『伊勢崎町歴史絵葉書』第七輯

〔環頭金環 上野国佐波郡芝根村字下茂木オトカ塚より出土〕
 (大正一四年一二月一八日刊行) (相川之英氏提供)



中里正憲氏らとこういった情報のやりとりを行っていたが、中里氏から平成一二年七月付の前橋の群馬県文書館の広報紙『文書館だより』三五号に群馬県文書の中にこのK225の発見当時の行政文書と彩色の模写絵図が残されていることを教えられた(秋池 二〇〇一)。この文書はK225の出所を確定する上でのもつとも確実な資料であり、筆者は考古民族研究室の安藤広道氏のご協力を得て、前記の相川考古館の絵葉書、群馬県文書中の模写図と、研究室に保管されている旧守屋コレクション由来の遺物を検索対比した結果、把頭(K225)の他、刀装具(K125)が、これらの資料と形状や大きさが一致し、オトカ塚の出土遺物であることが確実となつたのである。

撮影刊行されたものと思われる。この絵葉書は地元の研究者の残した資料として非常に信憑性が高く、塾購入時に遺物に付随していた前記の紙片の記載はコレクション中のK225把頭の方の出所を意味するものである可能性が非常に濃くなつた。

その前後から筆者は下茂木のオトカ塚遺跡の調査に関連して玉村町遺跡調査室の当時の担当者小田沢佳之氏や

さらに筆者は群馬県立文書館でこれらの群馬県文書の内容を複写し、福島県立博物館の高橋充氏のご援助で判断検討すると、これら的一部は群馬県庁から当時の農務省博物局(後の帝室博物館の前身)に送られた文書の文案を控えとして保存したものであり、これに対応した博物局側の文書は『埋蔵物録』として東京国立博物館に保管公開されていることがわかつた。

こうしてK225の出土地、発見の年月日が確認され

ただけでなく、これらの遺物の処理をめぐつての発見者、警察署、群馬県庁、博物局のうごきが読み取れ、K225の背後には意外なストーリーが秘められていたことがわかつてきたのである。

三 下茂木発見の遺物に関する行政文書

現在 群馬県前橋市の群馬県文書館所蔵の群馬県行政文書一九四五として『明治一年 古書古器物書類』と題された書類の綴込みがある。また東京国立博物館資料館には『農商務省博物局 埋蔵物録』(後に「帝室博物館」というタイトルで簿冊化された明治七年から昭和一七年に至る膨大な記録文書が保存されている(時枝二〇〇一)。

明治一〇年、当時の内務卿大久保利通が同九年に公布した『遺失物取扱規則』第六条によつて、もしも埋蔵物が発見され、それが古代の沿革を徵するような器物である場合は同省に報告しその処理に関して指示を仰ぐことが法制化された(内務省甲二十号布達)。この布達に従い、各道府県では遺物発見があると、その詳細に関して所轄警察署を通じて県庁に報告させ、発見された遺物の

模写図入り(後には写真など)の目録を添えて政府に届け、その処理に関して指示を仰いだ。こうして、当初は内務省、次には農商務省博物局、そしてその後身である東京帝室博物館に全国の道府県から毎年多くの遺物の偶然出土の届出書が送られた。博物局／帝室博物館ではそれらの届出書と付図を見た上で、興味ある出土品は東京に送付するように同府県に指示し、そうでないものは送付に及ばないと回答した。送付された遺物のうち、重要で博物館に展示する価値のあるものは、代価を払つて買上げ保有し、そうでないものは道府県に返却し、その処分は地方当局者に一任した。なお、明治一五年以降は、石器時代の遺物は主に東京帝国大学理学部人類学教室、古墳の出土品は主に帝室博物館が収集するようになったが、例外も多い。また、東大人類学教室はあくまでも研究用、帝室博物館は遺物の展示を目的として遺物を収集したため、前者には収集遺物の系統的な記録文書は残されていないが、後者では膨大な記録文書が残され、大正時代以降『埋蔵物録』として整理簿冊化されている。

群馬県庁文書の『古書古器物書類』は以上に述べた中央政府の埋蔵物行政をうけてこれに忠実に対応した明治前半期の群馬県側の記録であり、両者とも、偶然出土の

埋蔵文化財に関する行政文書を一括したファイルで、考古学研究史上きわめて貴重な記録となつてゐる（秋池二〇〇二）。

さて、この下茂木の遺物の処理に關しては群馬県庁文書には、発見者山田半六、前橋警察署、群馬県庁、農商務省博物局長など総計七点の文書が残され、その一点には主要な発見遺物の彩色画が添えられている。この中には正式の文書と中央に提出する正式文書の文案をおそらく「控」として保存したものの両者が混在している。書体の多くはきわめて難読で福島県立博物館の高橋充氏の援助で判読していただいた（付録一 以下『古器物』と略称）。

農商務省博物局側の文書は『明治十八年埋蔵物録』（館史六九六）第二十四号「群馬県那波郡下茂木村山林ニ於イテ山田半六発掘ノ銅器一覽ノ為取寄並返戻ノ件」（七月）として六点の文書が収録されている。これらはすべて、「農商務省」の罫紙に同一筆跡の整然とした書体で記されており、原文書ではなく、その写しを後で「控」として清書して整理したものと思われる。これは届出書の写し、群馬県から博物局に送った文書、博物局から群馬県に送る文書の文案、遺物の取り寄せと返戻

に関する文書などで、原文書に添付されたはずの遺物模写図は含まれていない（付録二 以下『埋蔵物録』と略称）。

県庁文書によれば、遺物の出土は明治一七年五月一日、発見者は当時の群馬県那波郡下茂木村の山田半六で、同人の発見届けによれば、同村の堰工事のため、同村字前通りの山林から石を掘り出す作業をしている際に遺物を発見したという。遺物の内容は、マガタマ 大小九ツ、白石玉 壱ツ、青石玉 壱ツ、太刀折レ 七本（但壹本には銀キセノ鉢付アリ） 鉄鎧 壱ツ、鉄輪 壱ツ、陣太刀柄留輪 壱ツ」とある。このうち「マガタマ」とされたものは後述の県庁の目録内容と照合しておそらく金環のことであり、「陣太刀留輪」と記載されたものは環頭大刀の把頭であろう。この山田の発見届書は明治一五年五月廿二六日付で前橋警察署に提出され、警察署長は翌日ただちにこれらの遺物を古代の遺物とみて、山田の届け出書の写しと遺物の現品を添え群馬県庁に文書で届け出た（『古器物』 1）。

群馬県庁がこの届け出を受けて農商務省に報告したのは年を越して明治一八年四月末のことであつた。農商務

省への文書には出土物の画像を添付する必要があり、当時遺物を写真撮影することはまだ広く行われておらず、お雇い画家の高橋秀三郎に依頼して着彩入りの日本画を描かせたが、高橋が多忙のためそれがようやく完成したのが翌年四月のことであった。また、遺物の出土地が発見者山田半六の所有地かどうかも確認する必要があり、前橋警察署を通じて那波郡下新田村連合戸長代理に照会をしている（『古器物』2）。

戸長代理の回答によれば遺物が発見された下茂木字前通りの山林は発見者山田半六の所有地ではなく、当時氏家龍八、その後売却されて現在は氏家市太郎の所有地になつていているとのことであつた（『古器物』3）。

群馬県庁から農商務省への発見届けの提出は明治一八年四月二九日で、その文案と図面が県庁文書に保存されている。これは提出文書の文案を控えとして保存したものと思われ、「古代のノ沿革ヲ徵スルに足ルと認メルモノ之有ニ依リ即廿数種ヲ模写シ」「至急何分ノ御指揮被成度候也」と農商務省の指示を仰いでいる。別紙の目録には、「第一号 碧玉 壱個、第二号 六角白玉 壱個、第三号 鎏金環 九個、第四号 名称不明 壱個、第五号 刀折レ 六個 第六号 鋼 壱個、第七号 鉄輪

「壹個」の計七種二〇個の遺物が列記され、模写図にはそのうち第一号から第五号までの遺物が模写されている。遺物目録の内容は前年山田半六が県に提出した内容とほぼ一致し、第三号と第五号はその中のサンプル数点を選んで模写している（『古器物』4・図版II）。

この模写図を描いた高橋秀三郎という画家の経歴については不明であるが、当時の地方画家の手になる遺物の模写図としては非常に出来のよいスケッチといえる。着彩の日本画で遺物の特徴をうまく描写し、とくに第四号の「名称不明」とされた環頭大刀の把頭に関しては正面図だけでなく側面図まで描いている。この模写図はおそらくは群馬県庁に控えとして残された文書の文案に付属して残されたもので、二部作成されたうちの副本である。正本は東京の農商務省博物局に送られたはずであるが、後に述べる『埋蔵物録』には保存されていない。

群馬県令佐藤與三が農商務大臣松方正義に明治一八年五月四日付で提出した正式の埋蔵物発見届は『埋蔵物録』明治一八年第二四号の中の二号として保存されている（『埋蔵物録』2）。

「該県下那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ昨十七

年五月中他人ノ所有ナル同村前通リト称スル山林ニ於イ

テ別紙ニ記載セシ埋蔵古器物を堀出シ候旨届出候ニ付篤ト調査候処中ニハ古代ノ沿革ヲ徵スルニ足ルト認ムルモノ有之ニ依リ即其數種ヲ模写シ明治十年内務省甲第二十号布達ニ依リ处分前及御届候條至急何分ノ御指揮相成度候也」とある。これに群馬県庁文書の文案に記されてい
る通りの遺物の品目が続く。残念ながらこの正本に添えられたはずの遺物模写図の正本は『埋蔵物録』中には保
存されていない。

おそらくこれと前後して、群馬県は當時農商務省に付属した博物局に文書を送り、その中の第四号（すなわちK225の把頭）を東京に送付させて実物を調査してはどうか」と示唆し、博物局長名で群馬県に第四号の送付を指示する文書の文案まで作成している。この文書は五月一四日付で『埋蔵物録』に記録されている（『埋蔵物
録』1）。

これを受けて、第四号を博物局へ送付する指示が群馬県側に出されたらしく、群馬県は五月二六日を持って第四号を博物局に送つたことを野村素介博物局長に回答した。現品は通運会社便を以つて東京に発送された（『古器物』5、『埋蔵物録』3）。その文案が群馬県側に残つ

ている（『古器物』5）。

約半月後の六月一五日、野村博物局長は群馬県に対し、調査が終わり用済みになつた遺物を通運便で群馬県に返還したむねを通知した。博物局がこの遺物に関していかなる評価を下し、群馬県に返還する決定を下したかに関する評価を下し、群馬県に返還する決定を下したかに關しては『埋蔵物録』には情報が無い。『古器物』5によれば、第四号は『兜ノ前立』のごとく見えたからだと示唆されているが、果たして博物局の係官がこれを刀の把頭金具であると認識できたかどうかは不明である。返却に際して群馬県へ送つた返送通知の文案と正文の控えが博物局側に残されている（『埋蔵物録』4・5）。遺物領収確認の文書の送付を県側に要請している。

七月一五日、群馬県令は返送された遺物の受領を博物局側に確認する受領所証を送付した（『埋蔵物録』5）。博物局では受領証の受理を確認したことを群馬県側に返答した（『埋蔵物録』6）。

そして七月三一日、下茂木の遺物一括は結局、発見者の山田半六にことごとく「御下附」になることに決定され、山田半六の受領証が前橋警察署を通じて群馬県令に送られた（『古器物』7）。遺物が発見地の地主氏家市太郎ではなく発見者の山田半六に帰属した理由はそれが遺

失物であつたという理由であつたろう。

これによつて遺物が塾に購入された際にこれに付属していた紙片のメモはかならずしも正確でないことが判明した。遺物発見の年月日は明治一七年五月一五日（遺物の下附を受けた日）ではなく同一六年五月一六日であり、発見地は下茂木二五番地山林ではない。二五番地は県から遺物の下附を受けた際の文書によれば山田半六の住所である。どうしてこのような誤りがメモされたかは不明である。

その後の下茂木出土遺物の消息に関する情報が乏しいが、すでに触れた相川考古館大正一四年末発行の絵葉書（第1図）には、この環頭大刀把頭と銀製の鉢金具、それに金環四点が台紙に糸で固定されている情況が写っている。このうち、把頭と金環二点はまさしく県の模写

図の第三・四号に一致し、またはばき（鉢）金具はおそらく第五号の刀身に嵌められていたはばき金具と思われる。残念ながら、この絵葉書には各遺物の大きさに関する注記がないが、把頭とはばきとのサイズの比例関係から六点の遺物がすべて同一台紙に固定してあつた状態を写したものである可能性が濃い。

現在塾に所有されている下茂木の遺物が発見地を離れ

て守屋氏の収蔵に帰したのはおそらく大正の末年から昭和初年と思われる。後藤守一氏がこの把頭をたぶん守屋氏のところで撮影したのは『考古学講座』の「原史時代・武器と武装」が執筆される昭和四年以前のことであつたらしいからである。後藤が「武器と武装」に下茂木オトカ塚出土の把頭を「新田郡強戸村成塚出土」と誤記した理由は、おそらく同一時期の双龍環把頭（宮内庁書陵部所蔵）を出土している成塚の二ツ山二号墳（新田町教委一九八七）とオトカ塚の把頭とを混同したためであろう。「武器と武装」掲載の写真は把頭を固定している糸の位置と陰影からおそらく相川考古館の絵葉書が撮影された時と同じ状態で台紙に固定されており、絵葉書に写っている状態のままで守屋氏の手に渡つたものと思われる。

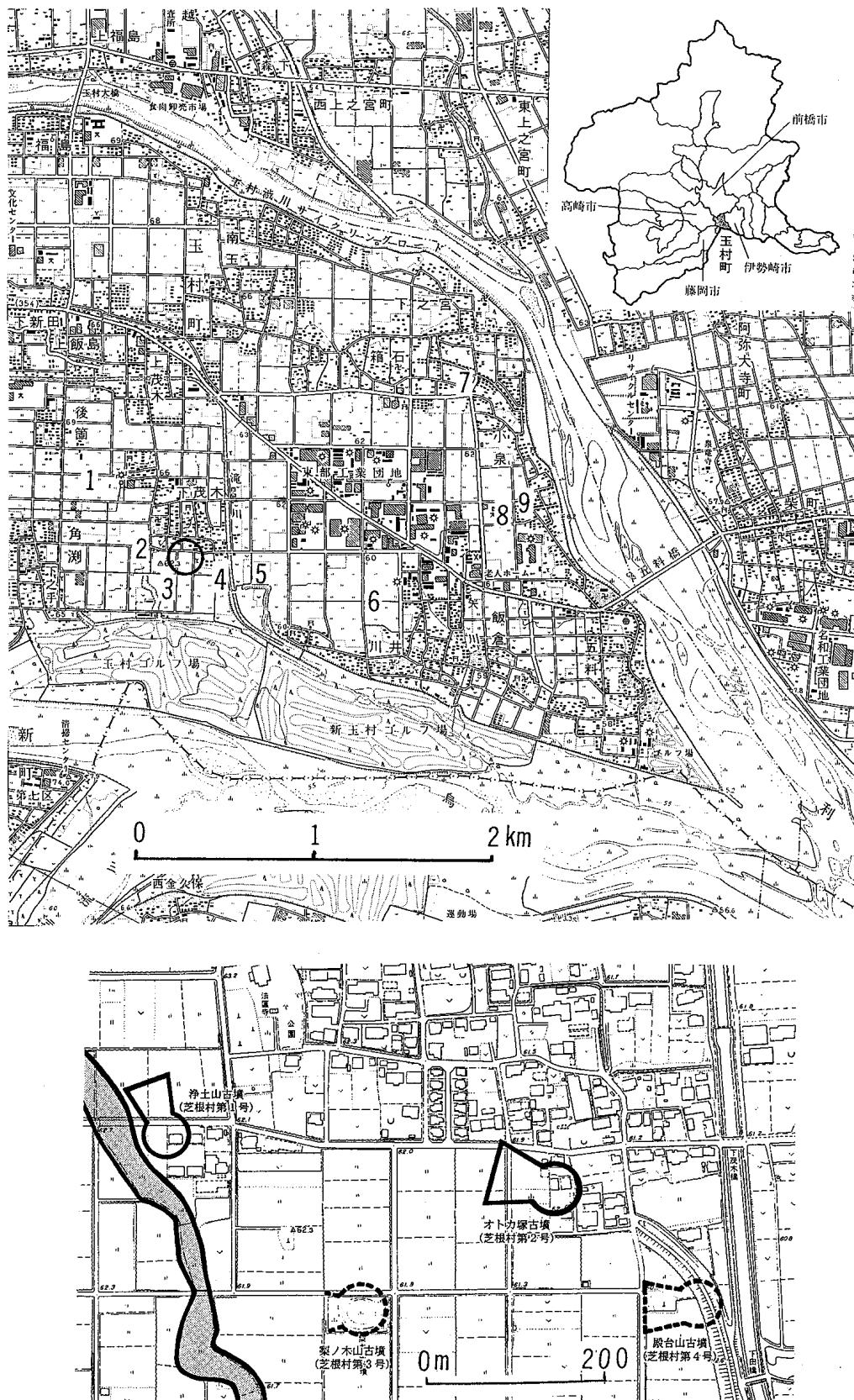
発見直後の行政当局の動きから、当時は地域の大きな話題であったと想像される下茂木の遺物発見の経緯は、すでに昭和一〇年代には相川龍雄氏ら一部の識者を除けば、地元でも忘れ去られていたらしく、佐波郡芝根村が昭和一〇年八月調査した『芝根村古墳台帳』のオトカ塚の調査票の「発掘ノ有無」の項には「維新前及ビ後 発掘年次不明 石槨有無不明」とのみ記載されている。

ところが、後述するようにオトカ塚からは群馬県庁文書に記載された以外の遺物が出土していたらしいことが相川龍雄氏の論文に言及されている。氏によれば、それらの出土遺物は帝大人類学教室に寄贈されたと述べられているが、これは事実だった可能性がある。筆者が現在東大人類の元の収集遺物を管理している東京大学研究総合博物館の人類先史部門に照会し、諫訪元助教授と野口和己子氏のご好意で実物を調査したところ、現在「玉村町下茂木」出土品として、鉄鏃、玉類（管玉、丸玉、小玉）、銀弓弭、金環、金具、釧、銅鏡、埴輪男子頭部などが所蔵されていることを確認した。詳細は後述するが、これらに関する記録はないうが、遺物の一部には「理科大学人類学教室」のラベルがつけられており、戦前のかなり古い時代の収蔵品であろう。下茂木にはオトカ塚以外にもかつて多くの古墳が存在したため、これらのどれがオトカ塚の遺物かどうかは今となつては知りえない。もしもこの中にオトカ塚の出土品が含まれているとすれば、明治一七年に県庁に届けられた遺物の内容に遗漏があつたか、それともそれ以後に追加発見され、未届けに終わったものかもしれない。

三 下茂木オトカ塚古墳の破壊前の旧状。

（1）茂木古墳群の地理的、歴史的環境。

以上の文書史料で隔靴搔痒の感を禁じえないのは、出土遺物の品目と数量、その行政処理に関する情報ばかり多くて、これを出土した遺跡と具体的な出土状況に関する情報がきわめて乏しいことである。これは時枝務氏が指摘されたように明治初期から敗戦までの政府の埋蔵物行政が偶然出土の珍しい遺物を保護するという点に中心がおかれ、古代の遺跡を保護するという視点が欠如したことによる。埋蔵物発見の報告は毎年おびただしくなされているが、博物局／帝室博物館の職員が遺物の出土遺跡を出張検分したりすることは通常行われず、道府県に出土状況に関する詳細な情報の提供を求めたりすることは稀であつたからである。また、今日では知りえないが、遺物出土に関して地元になんらかの事情があつたのかもしれない。



第2図(上) 群馬県佐波郡玉村町の主要古墳(玉村町教委(1992)などより穴沢構成)

○印オトカ塚 1軍配山古墳 2淨山土古墳 3梨ノ木古墳 4殿台山古墳 5房子塚古墳
6川井稻荷山古墳 7箱石浅間山古墳 8小泉大塚越一号墳 9小泉長塚古墳
(下) 下茂木オトカ塚附近の前方後円墳(中里・南雲2003による)

村）は関東平野の西北の一角、利根川と烏川との合流点付近に存在し、下茂木集落は烏川の北岸に近いところにある。地域の基盤はこれらの河川の氾濫原の砂礫層上に更新世の浅間火山の泥流が堆積して形成された前橋台地で、利根川などの河川がたびたび氾濫で流路を変え、さらに江戸時代の浅間噴火の噴出物や泥流が堆積したために、歴史時代まで微高地と湿地とが混在する地形を呈していたらしい。明治期には同地域は開拓されて耕地が広がる平野となっていたことが時の地籍図でわかる。したがって、このような地形の中で山田半六の発見届書に述べられているような、堰工事用材の石を採取できるような「山林」とは同村内に当時多数点在したはずの高塚古墳のことを意味する以外には考え難い。「堰工事」とはおそらくオトカ塚の近くで下茂木の東を流れる滝川の茂木堰の工事のことであろう。古墳の石室を壊して石材を採取する際に副葬品が発見されたのである。明治九年ごろに作成されたと思われる下茂木村の地籍図と後述する昭和一〇年の「芝根村古墳台帳」の旧地番とを照合すると、字前廻りに所在する古墳はオトカ塚しかないことがわかる。これは相川考古館の『伊勢崎歴史絵葉書』の写真説明や相川龍雄氏が昭和一〇年に『考古学雑誌』二

五卷七号に発表した「上野国佐波郡の前方後円墳」などの記述（後述）とも一致する。したがって明治一七年の遺物出土地点は下茂木字前廻りのオトカ塚とみなしてまちがいないのである。

玉村町は群馬県下の古墳と古墳時代集落遺跡の主要な分布地のひとつで、全体を一括して玉村古墳群などと呼ばれることもある。昭和一三年の『上毛古墳総覧』によれば旧芝根村だけで九基、当時の玉村町の町域内で三九基の古墳の存在が記載されている。これ以外に、オトカ塚南方の深川遺跡のように以前に開墾のために破壊され消滅した古墳群や同町内の小泉大塚越古墳群のように火山噴出物や洪水堆積物で地下に埋もれている古墳が相当数存在するはずである。現在知られている著名な古墳群としては、オトカ塚を含む茂木古墳群、小泉古墳群、角淵古墳群、川井古墳群、また集落遺跡（小古墳群を含む）としては赤木遺跡、北原遺跡、街道南遺跡、福島稻荷木遺跡、上之手石塚遺跡、宇貫遺跡、松原Ⅲ遺跡、上之手八王子遺跡、保泉・丸山西遺跡……などおびただしい数にのぼるが、これとても地表下に埋没している遺跡のごく一部に過ぎない。玉村町地域は弥生時代までは遺

跡数も少なかつたが、古墳時代前期の石川田式土器（布留式に相当）の時代以降急速に開拓が進み、六世紀の古墳時代には河流に面した低湿地が水田化され、微高地上に集落と墓域が営まれていたと想像される（玉村町教委一九九二。中里 二〇〇三・第2図上）。

これらのうち、オトカ塚周辺の上茂木、下茂木に分布する古墳の支群は一括して「茂木古墳群」と呼ばれている。この中での主要な古墳は、四世紀の円墳軍配山古墳、五世紀の帆立貝墳梨の木古墳、六世紀の前方後円墳淨土平古墳、それに時期不明の前方後円墳殿台（でんで）山古墳が含まれる。さらに滝川の東方にある房子塚古墳は『東京人類学界雑誌』一〇六号に大野延太郎によつて紹介されたことで学界に知られている（大野 一九〇三）。

戦後、昭和四〇年代の開発に伴い、群馬大学の尾崎喜左雄氏らによつて主に角淵地内の古墳の多くが発掘調査され、その概要是『群馬県史』（史料編3）（松島 一九八一）、遺物の目録は『尾崎喜左雄博士調査蒐集考古遺物調査資料目録』（群馬大学教育学部 二〇〇四）に収録されている。現在ではこれらの古墳群のうち、軍配山、淨土平の両古墳と若干の小古墳以外の墳丘はすでに開発によつて破壊され、地上にはその痕跡を認めないものが

多い。オトカ塚もそのひとつである（第2図下）。

（2）オトカ塚古墳の旧状に関する資料。

残念ながら下茂木オトカ塚（『上毛古墳綜覧』）の「芝根村第二号墳」の墳丘に関する破壊以前の図面や写真はまったく残存していない。筆者が中島直樹氏を煩わして調べただいた結果では、明治九年ごろの作成と思われる下茂木の地籍図で『上毛古墳綜覧』の調査原票の古墳所在地地番（下茂木前通り三四四・三四五番）に相当するあたりの地割線にはあるいは古墳の輪郭かと思われるかたちが観察できる以外は、その後の地籍図にも、戦中戦後の航空写真にもその墳丘らしいものは全く写つていないと云う。

この『綜覧』の原本となつたと思われる「昭和十年八月調査・昭和十一年二月調製 佐波郡芝根村古墳台帳」（玉村町役場）の「古墳調査票」には次のような記載がされている。

所在地	番号	名称
群馬県佐波郡玉村町下茂木	第一号	オトカ塚

四五番

地目面積
三四四番 畑 六畝四歩

所有者
三四四番 芝根村下茂木 氏家常太郎

三四五番 同

これによつてオトカ塚の名前はおそらく「御稻荷」に由来すること。昭和初期まではかなり削平を受けながら前方後円墳の形態をとどめていたことがわかる。

型式
大サ
前方後円墳 隘趾ナシ

墳丘ノ全長 一百五十四尺
前方部高サ 三尺
後円部ノ高サ 十四尺

現状
東西両側桑畠ニシテ中央部南北に雜草雜木アリ 中ニ稻荷小祠アリ

發掘ノ有無
維新前及後 年月日不詳 石槨有無不明

出土品
古鏡 古錢 金環 刀 束 矢ノ根等ノ

如キ出土品アリ

現ニ氏家常太郎宅に蔵ス

由來徵証
伏見ノ稻荷ヲ写シ祠ル 現在石ノ小祠在リ、昔オトカ（狐）生マレテ付近の家禽ヲ捕へ食ス 村民之ヲ恐レ赤飯ヲ献ジテ難ヲ退レタリト言フ ソレ故オトカ塚ト土民言ヒ伝フ

管理の有無
無シ

参考事項 無シ

同じ昭和一〇年に『考古学雑誌』二五巻二号に掲載された相川龍雄氏の「上野国佐波郡の前方後円墳」（相川一九三五）には「でんで塚」（殿台山古墳）に続いてオトカ塚に言及し、「でんで塚の西北三百米の人家の西にある古墳であるが、明治十八年開墾のため発掘され現在ではくびれ部の一部のみを残しているが、この高さ五米余、幅六〇米、この断面には葺石の厚さ六〇粍余の層が露出している。築造当時は全長九〇米余、前方部の幅七〇米と推定される。主軸方向はでんで塚と略同様前部を西に向けて北五〇度西に傾いている。石室は横穴式であつたといふが、石を採取するのが目的で頂上から無暴に発掘破壊して了つたのである。出土品は青銅鍍金の雙龍咬玉環頭身数本金環石製摸造品刀子で現在帝大人類学教室の有となつてゐる」と述べている。

(3) 玉村町教育委員会のオトカ塚遺跡発掘調査

古墳群の多くが開発によつて地上から姿を消した玉村町では宅地化の波が押し寄せ、オトカ塚の旧所在地である下茂木前廻り一〇五〇の一（現在の地番）の畠地に分譲住宅が建設されることになった。これに伴つて平成三年から四年にかけて、玉村町教育委員会社会教育課の小田澤佳之氏、中里正憲氏、中島直樹氏らによる発掘調査が行われ、オトカ塚の墳丘の規模の推定と残存遺物の回収を試みた。その報告書『オトカ塚遺跡—大型馬形埴輪が出土した古墳 分譲住宅造成に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』（玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書第六二集二〇〇三）によつてその成果を簡単に要約する（中里二〇〇三）。

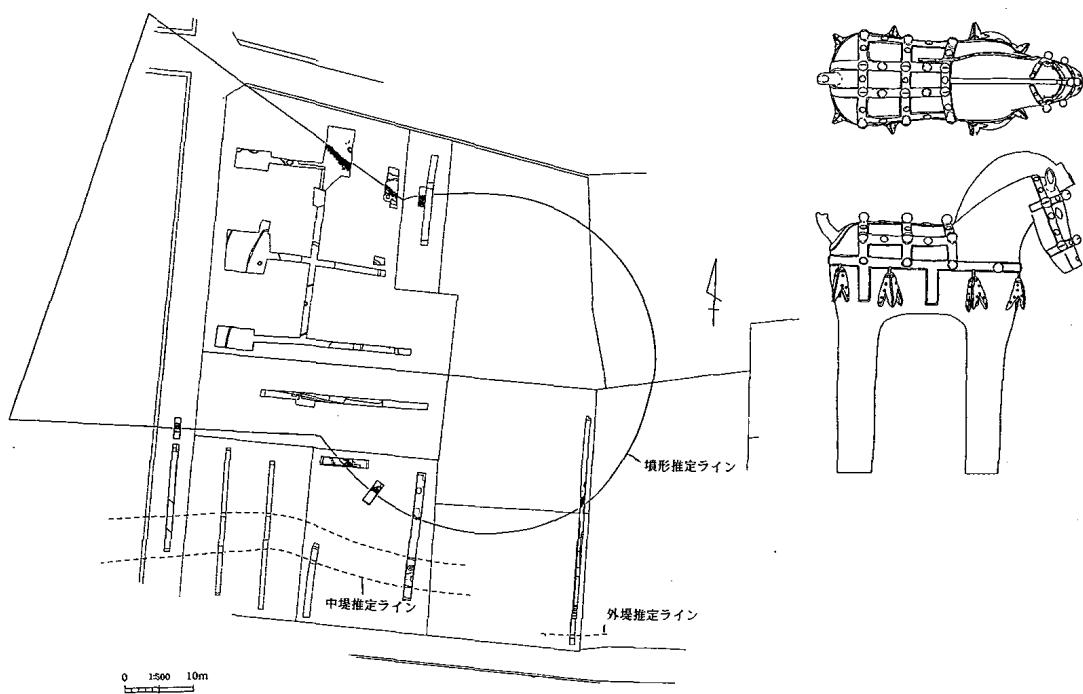
「オトカ塚遺跡一号墳」（前方後円墳である芝根村二号墳以外に複数の古墳が存在した可能性があるためこう命名された）の墳丘は基壇以上の部分は削平されて地下には残つておらず、墳丘基壇の裾に葺石の根石が残存し、墳丘と周溝の輪郭から前方後円墳が存在したことが確認された。ただ発掘面積の制約から主発掘区域では南北の縊れ部を露出したのみで、その他の箇所に入れた試掘ト

レンチによつて辛うじて古墳の輪郭を追うことができた。ただし、前方部の端は未発掘で確認されていない。中里氏の推定復原によれば、主軸を東南に向け、全長八九・五m、後円部径四八ないし五〇m、前方部が後円部より発達した形態で、周囲に浅い堀をめぐらしているが、中堤の外に外堤とみられる遺構が認められるので、二重堀であった可能性も否定できない。主体部のあつた地点は発掘していないが、角閃石安山岩の加工石材が発見されているので、横穴式石室であつたと推定される（第3図）。

発掘によつて埴輪の破片多数が発見されている。胎土への混入鉱物によつて角閃石安山岩（通称「角安」）を含有するものと、結晶片岩を含有するものとの二つの種類に分けられ、円筒埴輪・朝顔形埴輪・人物埴輪・器材埴輪（家・蓋・盾持人・戟）、動物埴輪（馬形）が認められる。円筒埴輪は多条隆帶で低周帶のものが多くみられる。特筆すべきは江戸時代に掘られた井戸の中に投棄された状態で発見された大型馬形埴輪の破片で、復原すれば高さ一・四五mに達したと推定される。鞍を置かず、胸繫に馬鐸多数を垂下し、背に鈴つきの尻繫を置いた儀式用の飾り馬をあらわしたもので、馬形埴輪の意味を考

える上で興味ある資料である。

上毛の古墳文化の相対編年には火山噴出物の堆積が重要な決め手になるが、玉村町は、六世紀に二度大噴火を起こしそれぞれFA、FPなる火碎流の堆積を形成した榛名山二つ岳の噴出物降下範囲からはずれており、オトカ塚遺跡の古墳跡からはこれらは検出されていない。ただ、研究者に広く認められているところでは六世紀後半のFP噴出物には多量の「角安」が含有されており、FP噴出以後の上毛の古墳ではこの「角安」を利用して古墳石室を建築したり、また「角安」を多量に含有する土石流堆積物を胎土とした埴輪を製作する現象が見られる。⁽⁴⁾ 多条隆帶の埴輪や低位置周帶の円筒埴輪は古墳時代後期後半に上毛の古墳祭式に比較的多く使用されたものとされており、それによればオトカ塚の年代は六世紀の後半期と推定される。後に述べるようにこの推定年代はオトカ塚出土の双龍環把頭の年代と一致するのである。



第3図 (左)オトカ塚1号墳墳丘推定図
(上)オトカ塚1号墳出土大型馬形埴輪推定復原図(南雲芳昭案、高さ約1.5m)
(中里・南雲 2003により筆者一部改変)

四 塾所蔵のオトカ塚出土遺物と東大総合博物館の関係遺物

山田半六と群馬県庁が農商務省に提出した発見届の遺

物目録は内容がほぼ一致し、現代の考古学の術語で表現すれば、

青色ガラス製丸玉	一点
水晶切子玉	一点
金環	九点
金銅双龍環把頭	一点

直刀

七口（そのうちの一囗には銀製

はばきを装着）

「金輪」（図がないため実態不詳、責金具か？）一点

『考古学講座』の後藤の写真から、オトカ塚の遺物は相川考古館の絵葉書にあるようにハバキや金環と台紙に糸でに固定されたまま守屋氏の手に渡った可能性が濃いからである。とくに金環の一点（K222）は群馬県庁文書の模写図の「第三号」および、絵葉書の左下の金環に形態と鋒の状態が類似しているように思われるが、絵葉書の遺物写真がすべて同一縮尺であるとすればサイズが符合せず、はたしてこれらの同一品かどうか断定は困難である。その他の金環や玉類は、遺物に同定を可能にする明らかな特徴がないために現在となつてはオトカ塚の遺物か否か判定困難である。

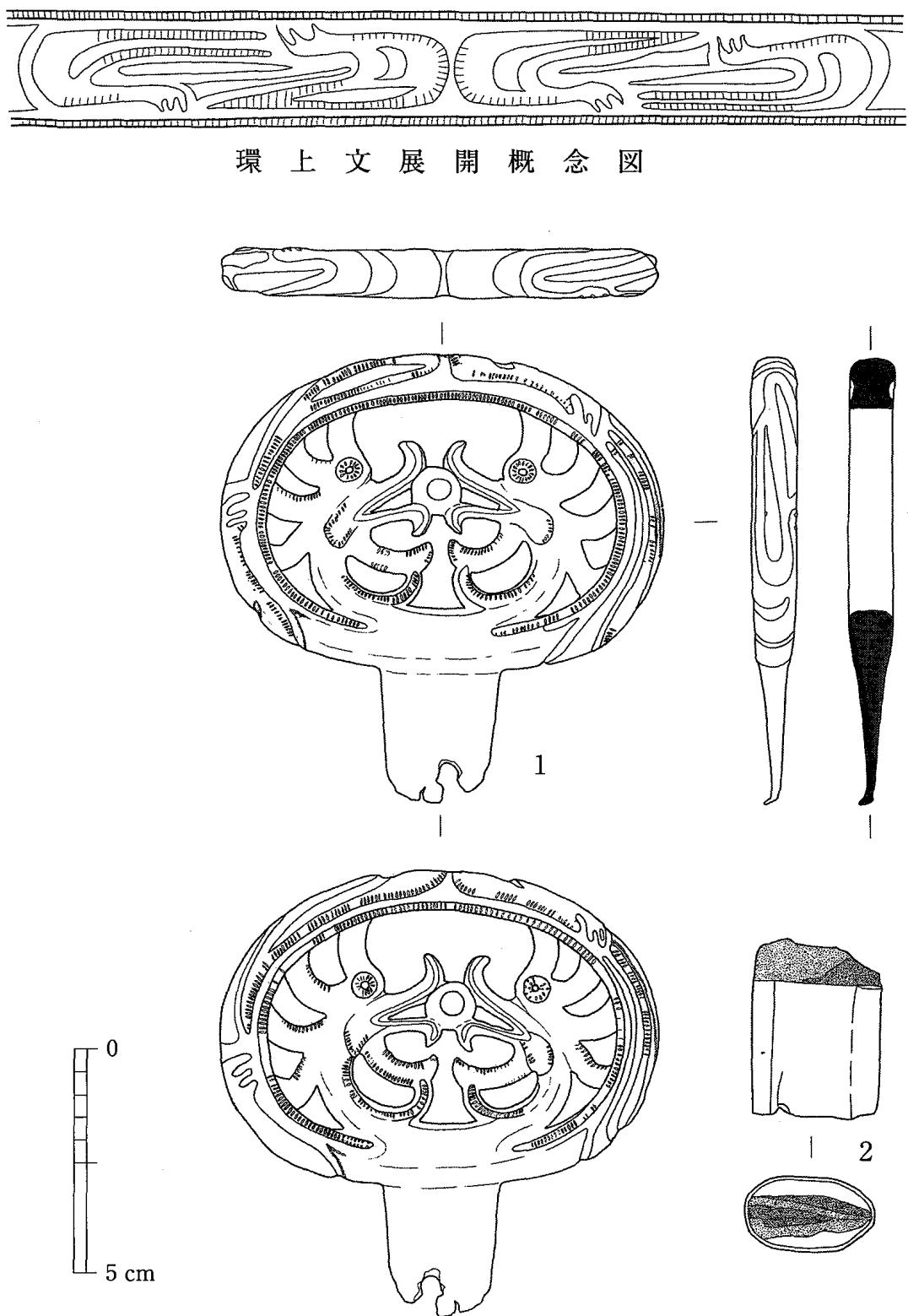
の「計七種 式拾個」である。これ以外に氏家氏宅にあつたという遺物の詳細に関しては正確な資料がなく、東大所蔵の関係遺物の調査でも明らかにできなかつた。

塾購入品の中で、群馬県文書の模写図と『伊勢崎町歴史絵葉書』と照合して、オトカ塚の出土品として同定可能なものは、金銅双龍環把頭（K225）、銀製はばき（K125）二点である。塾が購入した旧守屋孝蔵氏収集品の中には金環大小九個、切子玉三個、紺色ガラス玉三個が含まれており、この中にもオトカ塚の遺物が含まれている可能性は十分考えられる。その理由は

以下、塾所蔵のオトカ塚の出土遺物を記載する。

(1) 金銅製双龍環把頭（K225）(図版I上・第4
図1)

青銅製の鋳造品にタガネで加工し、表面に鍍金を施したもので、横径九・六cm、長さ九・八cm、厚さ一・〇cm。青銅病のため緑青を生じ、環の一部青銅から遊離した銅が析出しているが、なお下半部には鍍金が鮮明に残存している。二つの面のどちら側が佩表でどちら側が



第4図 塾文学部考古民族学研究室所蔵 オトカ塚出土遺物実測図 1:K225 2:K125

佩裏かは不明であるが、両面とも環文のわずかな相違を除きほぼ同じように装飾されている。ほぼ橢円形の環の内部に、左右二頭の龍首が中央の宝珠（もしくは壁）を争う、いわゆる「双竜争玉」の透彫をおさめる。龍の上下顎の先端は反転し、龍眼は穿孔され、三本の冠毛と一本の後毛（もしくは角）は誇張され、龍の顎鬚と鰐毛とは大小の弓形に退化して上を向いて反り返っている。環上には各面の九時と二時の位置に一肢ずつ、全体で四本の龍肢が交互に半肉彫りで鋳出されている。環上には龍頭や龍体の存在した痕跡はなく、ただ龍肢の筋肉の隆起と足指のみが表現されている。この龍肢の配置から観察すると本来、この種の把頭のオリジナルとなつた作品では、環上の龍肢は環内の龍頭と一体のもので、もともとは環上に龍体が表現されており、表裏各一頭の龍頭が珠（璧）をはさんで交差対峙するさまを表現し、それからなる龍体と龍肢とは環上に表現されていたが、模倣による簡略化によつて、環上の龍体が退化消失し、表裏各二本の龍肢のみが残存したものと推定される。環内の双龍、環上の龍肢、そして環内側の隆带上には環の鋳造後タガネで刻み目帯が施される。これらは龍鱗の退化した表現と思われる。把頭の柄は薄く、目釘穴が残る。

群馬県（上野）は東日本有数の古墳密集地であり、その多くは後期古墳であり、「伝群馬県下出土」「伝上野出土」と称する遺物が数多く知られている。その中には装飾付大刀も数多い。しかし、現在まで群馬県下における双龍／双鳳環頭大刀出土として一応確認できるものは、オトカ塚出土例を除けば、左記の通りである。⁽⁵⁾

前橋市五代町大日塚（柴田 一九〇五）

安中市嶺字場地（東博 一九八三 列品番号 一四

三六七）

伝安中市原市（梅沢 一九八九）

新田郡新田町新良字新開発（太田市強戸小金にまたがる）二ツ山一号墳（新田町教委 一九八七）

伝藤岡市小林古墳群（山内 一九九一）

伝・群馬郡下（東博 一九八三 列品番号 五九五
九一五九六一。町田 一九八七）

これらのうち安中市原市と伝・群馬郡出土例は年代も古くおそらく舶載品である可能性が濃厚なので（穴沢・馬目 一九七九・町田 一九八七）、興味ある遺物ではあるが本論の考察ではその存在を言及するに留めること

にする。日本出土の金銅双龍（鳳）環頭大刀の大半は六世紀後半から七世紀前半に列島内で大陸由来のモデルを彷彿量産して配布されたものと考えられ、北は陸奥南部から南は日向にいたる全国各地の古墳や横穴から発見され、その数は出土地が判明している例だけで六〇例以上にのぼる。双龍環頭大刀の編年に関しては戦前の神林敦雄（一九四三）、戦後では新納泉（奥村・新納 一九八三）、大谷晃一（大谷 一九九六）、橋本英将（橋本 二〇〇三）などの研究がある。まず把頭全体を鋳造技法で製作したものが古く、環内の双龍の龍頭が板金造りになり、やがて全体が板金造りになること、その年代は六世紀前半から七世紀中葉に至り、律令国家の成立とほぼ時を同じくして考古学的記録から消失することなどはすでに知られた事実である。新納はこれらの双龍環頭大刀をI-VII式の七段階に編年した。これをさらに細分化した大谷によれば、同じ古墳から伴出する須恵器の編年と相関して最古のI式は畿内須恵器のMT（陶器山）15式（五二〇年代）、もつとも新しいVII式はTK（高蔵）209／飛鳥I式（六一〇年代）に比定されるという。

ただし、装飾付大刀の製作年代とその古墳への副葬年代との間には個々の出土例に関する若干のバラツキがあり、

また古墳後期の須恵器の歴年代に関してはまだ研究者の間に意見の隔たりがあるのでこの年代観が将来修正される余地がないでもない。またこのような年代的な変遷とは別個に、環把頭にはその作風によって特異な様式の系列が存在することが知られており、橋本は双龍環把頭の作風を全部で八系列に分類している。うち四系列は舶載の可能性が濃く国内での出土例が少ないが、六世紀後半のTK（高蔵）43式以降に出現する湯船坂・院内・当尾・瀬戸の四系列は比較的の出土例が多く国産と思われる。

ただ、このような日本の六世紀後半の双龍環頭大刀の直接のプロトタイプになるような舶載の双龍環頭大刀は残念ながら、いまだに大陸でも日本でも発見されていない。五世紀後半から六世紀前半にかけての朝鮮半島の伽耶諸国の古墳から金装の環頭大刀が多数出土し、その舶載品と見られる刀が滋賀県高島町鴨稻荷山古墳から出土している（新納I式）。事実はあるが、これらは環上の走龍文の様式や環内の双龍争璧（玉）の装飾の欠如から、六世紀後半の国産品の直接の祖形とはみなしがたい。双龍環頭大刀の源流の問題は今後の研究課題である。

国産の鋳造技法による双龍環把頭は環上の龍文の表現にかなりバラエティが認められ、同時期の单竜鳳凰頭大

刀と違つてひとつの系統でなく、複数の舶載のモデルを複数の工人が模倣国産化した結果の所産である可能性が濃い。オトカ塚の把頭はその様式と製作技法からみて、この類の環頭の比較的古式に属することは明らかである。すなわち、双龍環把頭は、環が正円に近い形から次第に扁平化し、環と環内の双龍が単純簡略化し、把頭の茎が次第に短くなる方向に変化していくが、オトカ塚例では

環は長楕円化し、環内の双龍の頭はまだ龍頭であることが認識できる程度にとどまり、環上にもはつきり龍肢が半肉彫りで表されている。茎はやや短くなっている。

このオトカ塚の把頭と完全に同一の遺物はこれまで知られておらず、系列を異にするが比較的に同じ時期の良く知られた例としては石川県鳳至郡穴水町袖ヶ畠古墳（珠州市 一九七六 前田育徳会所蔵）、群馬県太田市強戸二つ山古墳（新田町 一九八七 宮内庁書陵部蔵）、竜環頭大刀を系列分類した橋本英将の編年観では静岡県周智郡森町院内三号墳（森町 一九九八 東京国立博物館二〇九八五）の出土例を起点とする「院内系列」のやや古い段階にちかいグループに所属する作品となる。新納の年代観ではこの様式の双龍環頭大刀の年代を須恵器

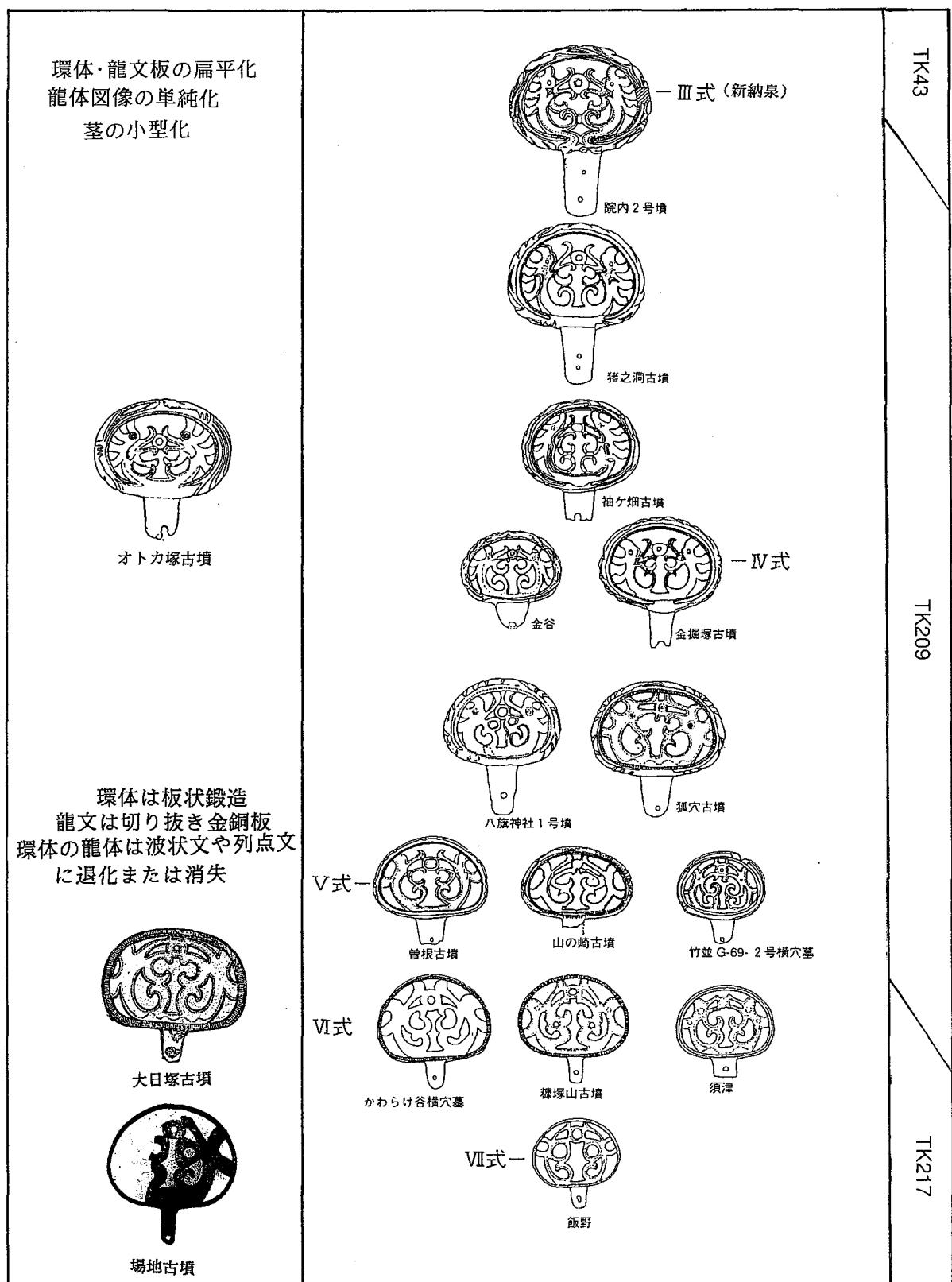
のTK43・209式の移行時期としており、オトカ塚の場合も共伴須恵器は不明であるが、すでに述べた埴輪の年代と矛盾するものではない。第5図は松尾充晶の図（松尾 2004）を一部改変してオトカ塚はじめ上野出土の院内系列の把頭例を例示しその関係を示したものである（第5図）。

（2）銀製鉢（はばき）（K125）（図版I下・第4

図2)

『伊勢崎町歴史絵葉書』の写真中央にみえる遺物と同一品で、おそらく県庁文書模写図の「第五号」右に見える銀製はばき着装の直刀のはばき部分と思われる。残存の鉄刀身を含めて長さ四二一cm、幅三〇cm、厚さ一・六cm、銀板製で断面が円みを帯びた不整な八角形を呈し、内部に鋼板金を重ね鍛えた平造りの刀身片が残存している。刀把に接続して鞘口の内部に納まる「束つかはばき」であろう。刀装の形式、さらにサイズからしてK225と同一刀の装具である可能性は薄い。

一方、東京帝国大学理学部人類学教室所蔵品で、現在は東京大学研究総合博物館人類先史部門に移管されてい



第5図 双龍環頭大刀（院内系列）の編年。（橋本 2003・松尾 2004 を筆者改変）
右欄 須恵器編年 中欄 院内系列 左欄 院内系列作品の上野出土例

る考古遺物の中で、群馬県佐波郡玉村町（芝根村）下茂木出土とされている遺物の内容は次のとくである。

（一）内はカタログ番号を示す。

金環
玉類 碧玉管玉
ガラス丸玉
ガラス小玉
銅鋤
銀弓弭
銅鏡
埴輪男子頭部

一七点(4-9 一二五) (1)-(17)
一点(4-9 一二五) (1)
一〇点(4-9 一二五) (2)
一九点(4-9 一二五) (2)-(6)
一点(4-9 一二五)
一点(4-9 一二五)
一点(A904 一二五)

（二）
一点(A815 四)

これらの内容は相川氏が述べられたものとは相當に異なり、鏡や古鏡などは含まれていない。そして金環の数が一七点もあることからして、一古墳の出土品だけではなく、複数の古墳の遺物が混在している可能性がある。

銅鏡や銀弓弭のような通常の群集墳には比較的に稀な遺物の存在は地域首長墓クラスの遺物が含まれている可能性を強く示唆する。⁽⁵⁾

問題はこれらが下茂木の古墳から出土したとしても、果たしてその中にオトカ塚の出土遺物が存在するか否かということである。筆者は調査に当たつて、あらかじめ図中のK225把頭のサイズが実物大になるように引き伸ばした相川考古館の『伊勢崎町歴史絵葉書』の画像を用意し、東大所蔵の金環すべてを絵葉書の金環の画像の上に載せてみた。その結果（3）と（11）の二点の金環がその形態の輪郭が絵葉書の右下と左上の金環の画像にほぼ一致することがわかった。ただし、この両者は画像の金環とは鋒の状態がやや異なるようであり、前記のように絵葉書に写っている遺物は一括して守屋孝蔵氏の手に渡った可能性があり、ただ金環のような単純な遺物の形態とサイズの一一致だけでは絵葉書と同一品とは断定できない。⁽⁶⁾

また埴輪男子頭部は中里氏のご教示では馬子または農夫をあらわしたものと思われ、その胎土に角閃石安山岩を含有しており、オトカ塚出土の埴輪と時期的には一致する。

結局東大所蔵の下茂木出土遺物の中にはオトカ塚の出土品が含まれている可能性は否定できないが、確実にそれと断定できないのは残念である。

五 結語——オトカ塚古墳の意義

上毛——群馬県は全国でも有数の古墳時代遺跡の豊富な

地域であるが、残念ながら江戸時代から戦後にかけての古墳盗掘と開発工事のためにその多くが破壊されて地表上から姿を消し、出土品の多くは遺跡と遊離してしまった。今日公私の博物館・美術館・個人のコレクションの中に「伝上野国出土」「伝群馬県出土」と称する多くの遺物を見る。その多くはそれ自体として非常に価値ある遺物であるにもかかわらず、出土地不明のため、考古学研究への利用価値が制限されてしまつては遺憾である。オトカ塚とその出土遺物の場合もまさにその典型であり、幸い遺物の出所に関して公文書という信頼すべき資料が存在したことと地元研究者の情報によつて、考古資料としてあるていど利用することができるようになつたことは喜ぶべきことである。

玉村町を中心とする地域の古墳群は戦前から学界に知られながら、多くの古墳が学術調査を経ないままで破壊され、調査された古墳も本報告が未刊のものが多く、上毛の他の地域の古墳群に比べてまだ系統的な調査研究が

進んでいるとはいえない。年代・墳形・規模の確定しない古墳が相当あるからである。本稿では後期の大型古墳の問題を取り上げよう（群大教育学部・松島・玉村町教委 前掲文献）。

オトカ塚の付近の古墳後期大型古墳としては、西方三五〇mにある淨土山古墳（芝根第一号墳）は群馬大学により発掘調査された。全長七〇mほど（中里正憲氏の推定）で角閃石安山岩を用いた横穴式石室を有したことが知られるが現在では消滅してしまつた。

東南二〇〇mほどにある殿台山古墳は前方後円墳であるといわれるが、現在はほとんど破壊され、年代は不明である。

東南三〇〇mにあつた房子塚古墳は全長四八mほどの前方後円墳で主体は横穴式石室、副葬品としては金環・銀環・勾玉・管玉・ガラス玉、銅鉶・单鳳環把頭二・直刀・鉢・鉄鎌・弓筈・銅椀が知られている。

東南八〇〇mにあつた川井稻荷山古墳は昭和四三年の調査により、竪穴系の主体を有する四世紀の前方後円墳であったが、六世紀に横穴式石室主体の円墳につくり変えられたことが判明した。前者の遺物としては舶載三角縁神獸鏡や特殊器台、土師器（石川田式）、後者は埴輪

列をめぐらし、金環・大刀・刀子・鉄鏃・玉類・馬具類が知られている。

さらに興味あるのはオトカ塚の東北二〇〇〇mの利根川に近い地点で発見された小泉大塚越遺跡と小泉長塚遺跡である。この地域では江戸時代の安政年間の浅間山の噴火に伴う軽石と鎌原火碎流による土石流で旧地表が埋没し、当時まだ存在した古墳の墳丘と石室の下半部分と埴輪列が良好に残っていた。小泉大塚越三号墳は全長四六m、残存部一段築成の前方後円墳で周溝をめぐらし、基壇上に埴輪列が樹立されている。円筒埴輪・人物埴輪（盾持ち人、馬子）・動物埴輪（馬）が発見された。石室は角閃石安山岩で築造された横穴式石室であつたが、埋没前に盜掘撹乱されていた。それでも、耳環・玉類・單鳳環頭大刀・直刀・刀子・鉢・轡・鞍金具・燈・馬鈴・釘・土師器（鬼高式）、須恵器（TK43・209）が出土した（宮塚・三浦 一九九三）。小泉長塚古墳も前方後円墳であり、埴輪をめぐらし、主体は横穴式石室で、金環・玉類・单鳳環把頭・直刀・刀子が出土したといわれるが報告書が未刊のために詳細が不明である（近く整理が開始される予定）。

单龍／单鳳環頭大刀、双龍環頭大刀・円頭大刀・頭椎

大刀・圭頭大刀・方頭大刀などの装飾付大刀が六世紀後半—七世紀中葉にかけての地方首長級墳墓の顯著な副葬品であり、その様式には時代によつて変遷があり、はじめ舟載刀またはその模作品が個別的に威信財として佩用されていたが、やがて特定の刀装が選択され量産され、全国的に分布することはすでに筆者らを含めて多くの研究者が説いたところである。

オトカ塚出土の双龍環頭大刀はこれらの刀装が六世紀後半から七世紀前半にかけて変化する境目の時期の作品である。オトカ塚の場合特に注目すべきは、同一地域に房子塚、小泉大塚越三号墳、小泉長塚古墳のように環頭大刀を副葬した同時期の古墳が複数存在することである。しかもこれらの古墳の出土刀を分析するとその様式が微妙に違っていることもある。環頭大刀のような特殊な装飾付大刀はどこでも出土するわけではなく、その分布が偏つており、ある特定の職能を持ち、大王権に奉仕する地域集団の指導者の人物の表章として限定的に佩用されたのではないか——というのが筆者らの想像であつた。玉村町の古墳群からの環頭大刀の出土状況はこういった推定をさらに傍証するもので、小泉長塚—小泉大塚越三号・房子塚—オトカ塚なる環頭大刀の編年が想定可能である。

筆者の推測では、おそらく七世紀前半はにオトカ塚の被葬者に続いて同時期の板金造りの双龍環頭大刀を帶びた人物が同地域にいて、死後そこに埋葬されたはずであり、もしも過去の破壊や盜掘によつて失われていなければ、このタイプの刀が将来近傍の古墳から発見される可能性がなしとはしないのである。茂木古墳群またはその周辺からまだ七世紀の古墳時代終末期の地方首長墓が検出されていないが、このような古墳が将来発見されるかどうか興味あるところである。オトカ塚の明治の出土資料が本論によつて学界の共有情報のひとつとなり、そのことによつて埋れた毛野の古代史の復原にわずかでも資することができるれば幸いである。

館、東京国立博物館の『埋蔵物録』の利用に関しては同博物館、東大研究総合博物館の資料調査に関しては同博物館の許可を得た。群馬県庁文書の判読にかんしては福島県立博物館の高橋充氏、実測図面の浄書に関しては石田明夫氏を煩わした。ここに記して厚く御礼を申しあげる。なお、筆者は平成一七年三月二二日、中島直樹氏のご案内でいまは宅地化したオトカ塚遺跡を訪れることができた。

(1) 註
清水教授のノートには紙片の内容を「……明治27年5月25日発掘……」とメモされているが、その後筆者が同じ紙片を見て筆記したメモには「明治拾七年五月二五日」と記されている。

(2) 後藤守一の昭和初期の著書や論文には遺物の出土地の誤記などのミスが多いことは研究者間に知られている。たとえば『漢式鏡』『帝室博物館図録』はその例であり、『考古学講座』の「原始時代・武器と武装」の刊本の一部では別刷り図版が裏焼きになつてゐる。

(3) この地籍図は現在行政上の問題で非公開とされており、本論には掲載できない。

(4) 中里正憲氏のご教示による
(5) これ以外に、伊勢神宮徴古館の所蔵品に伝・群馬県高崎市倉賀野出土の双龍環頭大刀があるが、贋物の疑いが

ありここでは採録しなかつた。また勢田郡柏川村塚原出土品（元・東大人類学教室所蔵）に関しては現品の存否不明で確認しえない。

(6) これら東大研究総合博物館の所蔵品に関しては近く装身具類などの図版目録が刊行を予定されているので、本論では写真の掲載を割愛した。

文献

- 相川龍雄 一九五 『伊勢崎町歴史絵葉書』第七輯 伊勢崎。
二五五 「上野国佐波郡の前方後円墳」『考古学雑誌』一五八四一五ページ 東京
秋池 武 二〇〇一 「収蔵資料紹介「古書古器物書類」明治初期県内出土品の記録」『群馬県立文書館文書館だより』第三五号 一一三ページ 前橋。
- 穴沢暎光・馬目順一
一九九 〔伝・羽前最上郡京塚出土の金銅双鳳環把頭〕『山形考古』七一一一一七ページ 山形。
- 後藤守一 二五九 「原史時代・武器と武装」『考古学講座』収録 東京・雄山閣。
- 群馬県 二五六 『上毛古墳綜覧』 前橋
- 群馬大学教育学部
二〇四 『尾崎喜左雄博士調査収集考古遺物・調査資料目録』 前橋
- 橋本英将 二〇三 『外装からみる装飾大刀』『第9回 鉄器
- 群馬県佐波郡玉村町下茂木オトカ塚古墳の出土遺物および関係文書について

文化研究集会 鉄器研究の指向性を探る
「刀剣研究をケーススタディとして」収録
一三一一六四ページ 大阪。

神林淳雄 一四五 「環頭柄頭雜考」『考古学雑誌』三三一
二五七〇一五八〇ページ 東京。

慶應義塾大学考古学研究室
発行年次不詳
『考古資料絵葉書』第二輯 東京
【九九】
『考古資料聚英』1 東京

町田 章 一九七

「環頭大刀二三事」『古代東アジアの装飾墓』収録
一一五一二二八ページ 京都

松尾充晶 二〇四

「装飾付大刀と金銅馬具の評価」『家の脇II遺跡・前田遺跡1区・前田遺跡4区

一尾原ダム建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書4 収録 三二七一三三八ページ
ジ 松江

松島栄治(編)

一九一 佐波郡玉村町」『群馬県史』史料編3 古

墳 八〇二一八一九ページ 前橋。

宮塚義人・三浦京子

一九三 『小泉大塚越遺跡―玉村町立芝根小学校移転建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』玉村町教育委員会

森町(編) 一九六 『森町史』資料編(考古)三四〇一三四八
ページ 森

中里正憲(編)

二〇〇 『オトカ塚遺跡―大型馬形埴輪が出土した

古墳』(玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書)第六二集 玉村町教育委員会・玉村

町遺跡調査会。

新田町(編)

〔九七〕『新田町史』二 資料編(上) 新田

奥村清一郎・新納泉

〔九三〕

『湯舟坂2号墳』(京都府久美浜町文化財調査報告第7集)久美浜。

大谷晃一 〔九六〕

『黄金に魅せられた倭人たち』(八雲立つ風土記の丘資料館・96年特別展図録)松江

大野延太郎

〔九三〕

「上野国佐波郡芝根村発見古器物」『東人類学会雑誌』一二〇六 三三六一三三七

東京

柴田常恵 〔九五〕
「上野武藏の古墳及び先史遺跡」『東京人類学会雑誌』一二三〇 三四一一三四四ページ 東京。

珠州市(編)

〔九六〕『石川県珠州市史』一 六六二ページ 珠州。

玉村町教育委員会(編)

〔九三〕『玉村町の遺跡—町内遺跡分布調査報告書』玉村。

時枝務 〔一〇〇〕「近代國家と考古学—「埋蔵物録の考古学史的研究」『東京国立博物館紀要』第三六

東京国立博物館

〔九三〕『東京国立博物館図版目録』(古墳時代編・関東II) 東京

編・関東II) 東京

梅沢重昭 〔九九〕

「伝安中市原市出土の金銅装環頭大刀について」『古墳めぐりハンドブック』(群馬県立歴史博物館)高崎

山口紀嗣 〔九一〕

「天理参考館所蔵の金銅装環頭大刀」『天理参考館報』一二八一一二二二ページ 天理

号 七七一—五六ページ 東京

付録 一下茂木発見遺物に関する群馬県行政

文書

届出、古代ノ物ト見受ケ候間、則チ現品ヲ相添ヘ此
段進達候也、

明治十七年五月廿七日 前橋警察署

群馬県庁御中

群馬県行政文書 一九四五

明治一一年『古書古器物書類』綴 より

群馬県那波郡下茂木村発見古器物に關する文書

(前橋市 群馬県文書館所蔵 掲載許可 文館一四号)

山田半六

掘出シ品左ニ

これらは極めて難読のため福島県立博物館学芸部 高
橋充氏に判読してもらつたものであり、文書の番号は筆
者が便宜上仮につけたものである。「古器物」は「古書
古器物書類」の略称である。

一 鉄鎧	一 マガタマ	一 大小数九つ
一 陣太刀柄留輪	一 白石玉	一 壱つ
一 鉄輪	一 青石玉	一 壱つ
一 太刀折レ	一 太刀折レ	七本

(1)『古器物』 1号

甲第三百廿七号

当署部内那波郡下茂木村平民山田半六

ナル者、本月十六日同村字前通り山林ヨリ埋蔵物

ヲ發掘セシ旨、別紙之通り届出候、就テハ該物
品ノ模様写取御届可申答之處、幸ヒ現品ヲ添へ

右奉申上候、本月十六日村内堰修繕二付
村ノ者役ニ罷出ヲ、其節私儀字前通り

ト唱ル山林ヨリ、右修繕ニ用ル石堀出シ
候際、前書ノ品々堀出シ候間、右品相添ヘ
此段御届奉申上候也

右

明治十七年五月廿六日 山田半六

案

前橋警察署長
警部坂西脩廉殿

貴所轄那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ、客
年五月中同村字前通山林ヨリ堀出シ埋蔵物

届書現品相添同年甲第三百廿七号ヲ以テ進達

之處右山林ハ同人ノ所有地ナルヤ否判然セス、調査
上差支ヲ生シ候ニ付、至急取調届出ツヘシ、此段相
達候也

明治十八年四月十七日調

九等属小沢如鳳 前橋警察署長殿

年 月 日 長官

編輯係 庶務課

(3) 『古器物』 3号

甲第三百二十八号

令 大書記官

客年五月中那波郡下茂木村山田半六ヨリ埋蔵
古器物ヲ堀出シ旨別紙之通届出、當時実物欠故
図模写之義、御雇高橋秀三郎ニ相托シ置候処、同人事

曾テ上伸致シ置候本県那波郡
下茂木村平民山田半六ナルモノ、客年
五月中同村字前通山林ヨリ堀得

務繁劇ナル趣ニテ昨今稍ヤク出来候ニ付、明治十年内務

省甲第二十号布達ニ依リ、農商務省へ御届被相成
ニ付テハ、先以左案前橋警察署へ御達相成可然哉

相伺候也

シ埋蔵物之義に付、右山林所有主取

関根滝五郎

明治十八年四月廿三日

調旨編丙第九号ヲ以テ御達ニ依リ
取調候処別紙之通りニ候間、此段

上申候也

前橋警察署署長

前橋警察署御中

明治十八年四月二十五日 警部 坂西脩廉

(4)『古器物』4号

群馬県令佐藤與三殿

十八年四月廿九日調

御届書

当連合下茂木村平民山田半六ヨリ客

年五月中埋蔵物品届出候該山林ハ

同人之所有地ナルヤ否取調ヘク旨御達ニ

拠り取調候処、右山林ハ客年御届ノ

際ニハ同村氏家龍八ノ所有地ニ御座

候処、今般売買ニ付同村氏家市

太郎所有地ニ相成リ候間此段御届

申上候也

那波郡下新田村連合

戸長不在ニ付代理

用係

掘出セシ埋蔵物ノ義ニ付御届

県下那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ、昨十

七年五月中他人ノ所有ナル同村字前通ト称ス

ル山林ニ於テ、別紙ニ記載スル埋蔵古器物ヲ堀

出候旨届出候ニ付、篤ト調査候処、中ニハ古代ノ沿

革ヲ徵スルニ足ルト認ウルモノ有之ニ依リ、即廿数

種ヲ模写申シ候、明治十年内務省甲第二十号

布達ニ依リ、処分前及御届候条、至急何分

ノ御指揮被成度候也

長官

年 月 日

農商務省

別紙

令

大書記官

編輯係

庶務課

庶務係

警部長

警察本署

明治十八年五月廿五日調

(5)『古器物』5号

明治十八年 月

群馬県

模写図 [図版] 参照

一 計	七種	式拾個	
一 第一号	碧玉	壹個	
一 第二号	六角白玉	壹個	
一 第三号	鍍金環	九個	
一 第四号	名称不詳	壹個	
一 第五号	刀折	六本	
一 第六号	鉢	壹個	
一 第七号	鐵輪	壹個	

那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ、昨十七年五月
月中同村字前通ト称スル山林中ヨリ堀出候埋
蔵古器物、過般農商務省ヘ御届相成候処、
其中第四号即胄ノ前立様ノ如キモノ博物
局ヘ可差出旨、別紙之通指令ニ付左案ヲ以テ
御送付相成可然ヤ此段相伺候也

案

編乙第廿八号

野村博物局長

県下那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ、昨十七
年五月中同村字前通ト称スル山林ニ於テ埋蔵

佐藤群馬県令殿

古器物ヲ堀出候ニ付、本月四日編甲第一号ヲ以

テ御省へ及御届候処、第四号ノ物品御局へ可差出旨

御指令ニ依リ即及御送付候也

(7) 『古器物』 7号

甲第六百五十六号

勸丙第一六八号ヲ以、貴下那波郡下茂

木村平民山田半六堀得ノ埋蔵器物○○○

御調査済ノ碧玉、其外都合七種式拾個尽皆
御下附相成候ニ付、御受書可為差出旨御達
ニ依リ則器物ハ本人へ下附ノ上御受書ヲ徵シ
度ニ付一葉進達候也

前橋警察署長

明治十八年七月三十一日

警部坂西脩廉

貴県下那波郡下茂木村平民山田半六発掘

品銅器壹個、今般用済ニ付通運便ヲ以テ御

返却ニ及候、到達ノ上者領收証御回付有之度

此段及御通知候也

明治十八年六月十五日

御受書

群馬県那波郡下茂木村

群馬県佐波郡玉村町下茂木オトカ塚古墳の出土遺物および関係文書について

三五（三五）

廿五番地平民

山田半六

付録 二 下茂木発見遺物に関する東京国立博物館『埋蔵物録』中の資料

一 碧玉
其他都合七種式拾個

右奉申上候、私儀昨明治十七年五月廿五日本村山林ニ於テ堀得候前書ノ品、今般御下附相成正ニ受取申候依之御受書奉差上候也

右

(1) 『埋蔵物録』 1号

明治十八年七月三十一日 山田半六
群馬県令佐藤與三殿

明治十八年五月十四日

御用係 塙忠雄稿

史伝課
庶務課

卿

輔

書記局 第二課

博物局長

『農商務省博物局 明治十八年埋蔵物録 帝室博物館』
(館史六九八)

第二四号 群馬県那波郡下茂木村山林ニ於イテ山田半六発堀ノ銅器一覽ノ為取寄並返戻ノ件

このファイルの文書を『埋蔵物録』○号の略称で筆者が整理記載する。

堀出セシ埋蔵物ノ義ニ付御届

群馬県

号布達ニ依リ処分前及御届候条至急何分ノ御指揮相成
度候也

該県下那波郡下茂木村平民山田半六ナル者昨十七年五
月中他人ノ所有ナル同村字前通ト称スル山林ニ於テ古

器物発掘候旨上申有之図面一覽致候処該物品中第四

ノ分考証ニ可相成品類ト被存候間該品為差出熟覽可

ト存候因テ左按ヲ以テ御指令相成可然哉、此段相伺候也

御指令接

目録

第一号

碧玉

壹個

第二号

六角白玉

壹個

第三号

鍍金環

九個

第四号

名称不詳

壹個

第五個

刀折

六個

第六個

鉢

壹個

第七号

鐵輪

壹個

計

七種

貳拾壹個

編
二号

堀出セシ埋蔵物ノ義ニ付御届

県下那波郡下茂木村平民山田半六ナルモノ昨十七年五
月中他人ノ所有ナル同村字前通ト称スル山林ニ於テ別

(2)『埋蔵物録』2号

紙二記載セシ埋蔵物ヲ堀出候旨届出候ニ付篤ト調

査候処中ニハ古代ノ沿革ヲ徵スルニ足ルト認ムルモノ
有之ニ依リ即其數種ヲ模写シ明治十年内務省甲第二十

県下那波郡下茂木村平民山田半六ナル者昨十七年五月
中同村字前通ト称スル山林に於テ埋蔵物ヲ堀出候

明治十八年五月四日 群馬県令佐藤與三

農商務卿伯爵松方正義殿

二付同本月四日編甲第二号ヲ以テ御省へ及御届候処第四
号ノ物品御局へ可差出旨御指令ニ依リ即及御送付候也

明治十八年六月

局長名

佐藤群馬県令殿

明治十八年五月廿六日 群馬県令 佐藤與三

（5）『埋蔵物録』5号

博物局長野村素介殿

当県當下那波郡下茂木村ヨリ発掘銅器壹個御用済御返却相成候分到達正ニ領収仕段及御回答候也

追テ現品ハ通運会社便ヲ以テ差立候也

（4）『埋蔵物録』4号

明治十八年六月十一日 八等屬山辺光一

史伝課

（6）『埋蔵物録』6号

博物局長

当県當下那波郡下茂木村ヨリ発掘銅器壹個御用済御返却相成候分到達正ニ領収仕段御回答候也

発掘品返却ノ義ニ付群馬県へ御通知按

伺

明治十八年七月廿五日 群馬県令佐藤與三

貴県那波郡下茂木村平民山田半六発掘品銅器壹個今般用済ニ付通運便ヲ以テ御返却ニ及候到達ノ上ハ領収

証御回附有之度仕段御通知ニ及候也

博物局長野村素介殿